

「企業年金 Web セミナー」を開催！

～確定拠出年金の法改正と資産寿命の延ばし方について～
施行から20年を迎えたDC制度 高まる役割を考える



2021年11月9日(火)に『企業年金 Web セミナー』を開催しました。

会員労組・企業からは約660件のお申込みをいただき、たくさんの方にご参加いただきました。

本セミナーは、アフターコロナ時代を見据え Web 形式で開催しましたが、期間限定で見逃した方むけに動画配信を行ったこともあり、参加者から好評をいただきました。

1. 講師の紹介

ロッキー



さっそく、講演いただいた講師の先生を紹介するよ！

山崎俊輔（やまさきしゅんすけ）氏
フィナンシャル・ウィズダム代表
投資教育家、企業年金コンサルタント
1972年生まれ。AFP、1級DCプランナー、消費生活アドバイザー。企業年金研究所、FP総研を経て独立。
商工会議所年金教育センター主任研究員、企業年金連合会調査役（確定拠出年金担当）など歴任。
日本経済新聞電子版に10年以上にわたって週刊連載中（「FP山崎のLife Is Money」）。Yahoo!ニュース、楽天証券（トウシル）、プレジデントオンラインなどに連載中。著書に「誰でもできる確定拠出年金投資術」「共働き夫婦お金の教科書」「マネーハック大全」などがあるんだよ。



山崎 俊輔 氏

2. Web セミナーの様子と評価

2021年10月、確定拠出年金制度は施行20周年を迎えました。確定拠出年金の法改正が来年以降本格的に施行されますが、押えておきたい法改正のポイントや、労働組合の役割についても詳しく解説いただきました。

また、人生100年時代を迎えるにあたり、私たちの資産寿命を伸ばしていくアプローチについても勤労者の立場から考える貴重な機会となり、セミナー後のアンケートにおいては、99.6%の方から「内容は参考になった」「今後もWebセミナーに参加したい」との回答をいただきました。

参加者アンケートも好評でした！



臨場感あふれるセミナーの様子

<参加者アンケートより>

- ・労働組合として退職金（DC など）について、現状課題を知るための知識習得を目的に参加させていただきました。
- また、日頃、ろうきん担当者につみたて NISA などの資産運用をテーマに講義をいただいておりますが、もっと労働組合として関与していく必要があると思いました。
- ・DC ガバナンスにおけるキーパーソンは労働組合だということを改めて認識しました。組合員の資産運用に関する意識啓発を推進していかなければという気持ちになりました。

今回参加できなかった皆さんも、次回はぜひ参加してね！



ろうきんの勤労者の
資産形成に係る役割発揮宣言
<https://www.rokinren.com/kigyonenkin-support/declaration/index.html>



3. 企業型 DC・iDeCo の拠出限度額に DB 等の掛金相当額を反映(2024 年 12 月施行)

2024 年 12 月 1 日から、確定給付企業年金(DB)に加入している従業員の確定拠出年金(DC)への掛金拠出限度額の定義が変更されます。

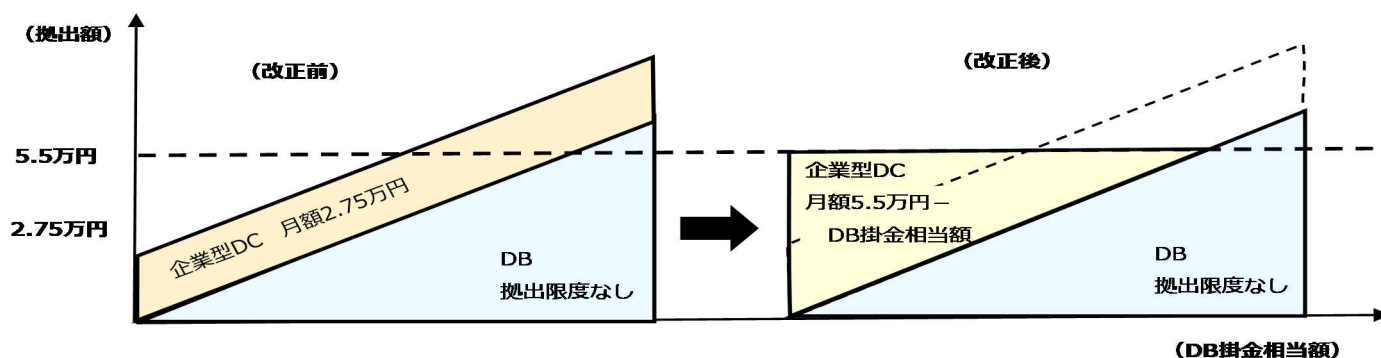


① 現在、DB と企業型 DC を併用している企業の企業型 DC 掛金拠出限度額は、DB の給付水準によらず一律 27,500 円(月額)となっています。法改正後は 55,000 円から DB 掛金相当額を控除した額が DC 掛金の拠出限度額に変更されます。これにより、多くのケースでは DC 掛金の拠出限度額は増えることが見込まれます。



② なお、DB 掛金相当額が 27,500 円以上になる場合は、DC 掛金拠出限度額は現行制度の 27,500 円よりも減少することとなります。また、DB 掛金相当額が 55,000 円を超えるケースでは、DC 掛金拠出限度額は 0 になり企業型 DC への拠出が原則不可能になります。

ただし、経過措置として施行日(2024 年 12 月 1 日)前に現存する企業型 DC については、制度変更(企業型 DC 規約の事業主掛金の見直し・DB 規約の給付設計の見直し等)を行うまでの間、従前の掛金拠出(月額 27,500 円上限)が可能となります。



出典：厚生労働省資料を基に連合会が作成

【例】


ある企業では DB と企業型 DC を併用しており、現在の企業型 DC 掛金拠出限度額は 27,500 円です。

DB 掛金相当額が 20,000 円だった場合、法改正後の企業型 DC 掛金拠出限度額は $55,000 \text{ 円} - 20,000 \text{ 円} = 35,000 \text{ 円}$ となり、これが適用されます。そのため、従来の DC 掛金が 20,000 円の加入者は従前より 15,000 円多く拠出できます。



③ また、iDeCo についても、月額 55,000 円から各月の事業主の拠出額(企業型 DC の事業主掛金額と確定給付型ごとの掛金相当額の合計額)を控除した額(20,000 円を超える場合は 20,000 円)が上限になります。これにより、事業主の拠出額によっては、iDeCo の掛金上限が減ったり、掛金を拠出できなくなったりすることがあることに注意が必要です。

【例】

DB 掛金相当額 20,000 円、企業型 DC 掛金拠出額 10,000 円の場合、現行制度で iDeCo 加入を認めていれば 12,000 円まで iDeCo に拠出できますが、法改正後は 20,000 円【 $= 55,000 \text{ 円} - 20,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円}$ (上限 20,000 円)】まで拠出できるようになります。iDeCo については  ②にある経過措置が設けられていないため、2024 年 12 月の法改正後すぐに新制度の iDeCo 掛金上限額が適用されることとなります。

くろうきん>は労働組合の企業年金・退職金を守る取組みを支援しています。
制度研修会・iDeCoへの移換手続きサポート等くろうきん>にご相談ください。
【労働金庫連合会 営業推進部】Tel:03-3295-9341 Fax:03-3295-8039
Mail:suishin@rokinbank.or.jp

注)本資料は情報提供を目的としており、加入者等に対する特定商品の推奨・助言を目的としたものではありません。
信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。